

# オープンカウンタ方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年7月1日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長 三好 真二

## 1 オープンカウンタ方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 令和8年度近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所車両整備等  
請負業務（単価契約）
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 兵庫県三木市志染町三津田1525  
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所  
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

## 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

## 3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

### (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒673-0515 兵庫県三木市志染町三津田1525  
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所  
加古川水系広域農業水利施設総合管理所 経理担当  
電話 0794-87-3321

### (2) 電子媒体による交付場所

- 1) 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- 2) 当局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

#### 4 見積書の提出場所及び期限

##### (1) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)1)に同じ

##### (2) 見積書の提出期限及び提出期限

令和8年7月8日10時00分から令和8年7月14日17時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、電子調達システムによる送信若しくは上記3の(1)宛てに持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

なお、競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者である場合は、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し)を併せて持参若しくは郵送すること。(電子調達システムによる場合は必要ない。)

#### 5 見積合わせの日時及び場所

##### (1) 日時

令和8年7月15日 13時30分

##### (2) 場所

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所  
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

#### 6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年7月7日16時45分までに、書面(様式任意、メールによる連絡先を記載すること)の持参、郵送若しくはメール(メールアドレス:kakogawa\_soukan@maff.go.jp)により、上記3(1)あてに提出すること。

なお、電話及びFAXによる受付は行わない。

また、質問に対する回答は、令和8年7月8日に上記3(2)2)に掲載する。

#### 7 契約書作成の要否

否

#### 8 その他

本公告に記載なき事項については、近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所オープンカウンタ方式実施要領による。

## お 知 ら せ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

([https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)) をご覧下さい。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>) をご覧下さい。